

令和7年度 第2回明石市都市景観審議会 議事概要

日 時	2026年（令和8年）2月3日（火）午前10時から正午まで
場 所	明石市役所議会棟2階 第3委員会室
出席者	八木会長、辻副会長、栗山委員、竹内（利）委員、森川委員、竹内（高）委員、安尾委員

1. 開 会（10:00）

2. 会長・副会長の選出について

委員互選により、八木会長、辻副会長を選任。

3. 公開・非公開の決定

会議の公開、非公開について審議を行い、公開と決定。傍聴者なし。

4. 議 事

報告・協議事項

(1) 市民参画条例に基づく意見公募手続きの結果について

（意見1について）

【委 員】

路上駐車については、防止策だけでは解決とまらない。今後は開発時点での検討が必要。

（意見2について）

【委 員】

みまもり自動販売機とはどのようなものか。

【事務局】

防犯カメラが内蔵された自動販売機であり、防犯を目的としている。

【委 員】

自動販売機の色は景観形成基準の対象となるか。

【事務局】

基準は定めていない。周辺との調和を図るよう指導することとなる。

【委 員】

みまもり自動販売機としては、設置したことが分からないといけないのでは。

色合いや配置の仕方を工夫することで、景観上の配慮と、みまもり自動販売機の目的とのバランスを十分検討していただきたい。

(2) 都市景観形成基本計画の改定について

（序章について）

【委 員】

・p.2 本計画の目的の相関図について、基本計画の位置が分かりづらい。他の計画は無着色にするなど、目立つように工夫されてはどうか。

(1章について)

【委員】

- ・ p. 4 (下から6行目)「詩歌にうたわれ」のあと、いきなり海水浴場の話に切り替わっている。「その後」など、接続語を入れてはどうか。
- ・ p. 6 (下から7行目) 西灘と並び称される→称されたに訂正されたい。
- ・ p. 7 景観まちづくりの理念において、なぜ、スローガンだけが「あかし」とひらがな表記になっているのか。

【事務局】

市民に広く周知したい計画理念であるため、他で表記される地名としての【明石】とは区別し、親しみが持てるよう、ひらがな表記とした。

(2章について)

【委員】

- ・ P. 13 景観スケールを考慮した景観類型のイメージについて、面／線／点、大／中／小の区別がつきにくいので、太線で明確に区切るとよい。

(3章について)

【委員】

- ・ 大久保地域、魚住地域の線的景観として、西国街道についても触れるべき。

(4章について)

【委員】

- ・ p. 69 タウンミーティングの意見概要について、表示が小さい。
- ・ p. 74 100年後に残したい写真について、どのような場所なのか、リストアップやコメントなどで明瞭に補足してほしい。
- ・ 100年後に向けてどう残すべきかという観点が重要である。
- ・ わがまちあかし十景や100年後に残したいあかしの景観など、ある程度市民に周知された景観だけでなく、例えば「ひょうごの橋 150選」に選ばれた黒橋や、景観に関する賞を受けた景観リストなどで、知られざる景観をもっと紹介していただきたい。

(資料について)

- ・ 巻末に語句説明があるが、「視認性」など、一般の市民からすると聞きなじみのない語句が説明されていないように感じる。

(その他全般)

- ・ ホームページ等で詳細が分かる項目については、URL や二次元コードなどで誘導するとよい。
- ・ 景観は「時間軸」が重要である。今後運用の中で整理していただきたい。
- ・ 計画を策定したことについて、市民への周知はどのように考えているか。

【事務局】

周知方法については私どもも重要と考えている。現在、計画書とは別に、少しかみ砕いた市民向けの景観パンフレットの作成を進めているので、各方面への配布・周知を図りたい。

(3) 景観計画の策定について

【委員】

(p.8 各地区共通の方針について)

- ・(3)の屋外広告物や(4)の太陽光発電設備は、景観面もさることながら安全面の確保も重要となってくるが、担保は取れているか。
- ・屋外広告物については今後、デジタルサイネージや街宣車への対応が求められる。
- ・設置は業者が行うが、撤去は設置者で行うケースが多くみられるため、耐用年数が過ぎた太陽光パネルが適切に廃棄されず、放置される問題が生じている。撤去後の景観に配慮することも一文入れてはどうか。
- ・土砂崩れを防止することなど、安全面でのフォローはできないか。

【事務局】

屋外広告物については条例に基づく許可制度により確保している。

太陽光発電の安全面については、景観の観点だけでなく、環境保全など、全体で取り組むべき問題と考えている。

(4) 案への答申について

【会長】

答申方法と時期については私に一任いただきたい。

事前に配布した答申書の案の留意事項について意見があればお願いしたい。

【委員】

3の対話と共創による取り組みにおいて、「市民・事業者への周知徹底」を追記されてはどうか。

【会長】

承知した。反映については私に一任いただきたい。

5. 閉会 (12:00)